

藤沢市テニス協会会費細則

(目的)

第1条 この細則は、藤沢市テニス協会会則第25条の規定に基づく加盟団体の会費に関することを定めることを目的とする。

(会費)

第2条 会費の金額は、次のとおりとする。

- | | |
|----------------------|---------|
| (1) 会員数が50人以下 | 14,000円 |
| (2) 会員数が51人以上100人以下 | 16,000円 |
| (3) 会員数が101人以上300人以下 | 18,000円 |
| (4) 会員数が301人以上 | 20,000円 |

(会費の変更)

第3条 会費の変更は、理事会で審議し、総会で決定する。

(納期)

第4条 会費は、会長が指定する日までに納入しなければならない。

附 則

この細則は、昭和62年4月1日から施行する。

平成24年4月22日改訂